

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 (k l)
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	59	34,561
	小 計 (A)	59	34,561
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	1,224	6,789
	航 路 標 識 等	2	2
	鉄道用車両または起動用車両	1	107
	農 業 等	10,559	3,033
	林 業 等	8	267
	陶 磁 器 製 造 業	0	0
	建設用粘土製品製造業	0	0
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	16	238
	生コンクリート製造業	0	0
	鉄 鋼 業	0	0
	電 気 供 給 業	1	4,302
	地熱資源開発事業	0	0
	鉱物の採掘事業	23	2,749
	とび・土木工事業	11	607
	鉱さいバラス製造業	0	0
	化 学 工 業	0	0
	石油製品製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	4	375
	倉 庫 業	2	4
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	6	72
	木 材 加 工 業	21	435
	木 材 市 場 業	4	63
	た い 肥 製 造 業	1	25
	自 動 車 教 習 所 業	0	0
	索 道 事 業	7	271
	ゴ ル フ 場 業	0	0
	小 計 (B)	11,890	19,339
	アメリカ合衆国軍隊関係 (C)	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係 (D)	0	0	
合計 (A) + (B) + (C) + (D)	11,949	53,900	

(注)法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成23年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。